

## 「#住むなら泉区」ロゴマーク使用取扱要綱

制定 令和3年10月20日 泉政第1028号（区長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、泉区広報戦略に基づき、「泉区による情報発信と一目でわかるような広報活動」を進めるための統一的なロゴマーク「#住むなら泉区」（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

### （使用目的）

第2条 ロゴマークは、横浜市泉区に関する取組を通じて、区への愛着を高めるとともに横浜市泉区を区内外にPRするために使用する。

### （使用に関する権利）

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、横浜市泉区に帰属する。

### （使用できる者）

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 横浜市及び泉区の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市及び泉区が支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が第2条に定める使用目的に鑑みて不適當であると泉区長（以下「区長」という。）が認めるとき。

### （営利目的での使用手続）

第5条 ロゴマークを使用する者のうち、営利を目的とする用途に使用する者は、事前に所管部署に相談のうえ、使用の10開庁日前までに「#住むなら泉区」ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して区長に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けていなければならない。

2 区長は、前1項の申請を承認する場合には「#住むなら泉区」ロゴマーク使用承認通知書（第2号様式）を申請者に交付し、不承認とする場合には「#住むなら泉区」ロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）を申請者に交付する。

3 前2項の規定に基づき使用承認を受けた者が、その使用内容を変更又は取り下げる場合には、速やかに「#住むなら泉区」ロゴマーク使用承認変更・取下申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して区長に提出し、ロゴマークの使用開始前までに変更承認を受けていなければならない。

4 前3項の変更申請を承認したときは、区長は、「#住むなら泉区」ロゴマーク使用変更・取下承認書（第5号様式）を申請者に交付する。

（使用料）

第6条 ロゴマークを使用する際の使用料は無料とする。

（遵守事項）

第7条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて「#住むなら泉区」ロゴマーク使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、区長が認めた場合はこの限りでない。

2 第5条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（営利目的使用以外の報告）

第8条 ロゴマークを使用する者のうち、営利を目的としない用途に使用する者は、可能な範囲で完成物件を提出するものとする。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（使用承認の取消）

第9条 第5条の規定によりロゴマークの使用承認を受けた者が、申請者が次の各号に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、区長は、その責めを負わない。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 正当な理由がなく、申請内容と異なる使用を行った場合

(3) 第7条に定める事項を遵守しなかった場合

(4) 法令その他本要綱に違反した場合

2 前項の規定により使用承認を取り消したときは、「#住むなら泉区」ロゴマーク使用承認取消通知書（第6号様式）を申請者に交付する。

（公表）

第10条 第7条第2項及び第8条により報告された完成物について、区長はロゴマークの使用状況として、ホームページ等により公表することができるものとする。

（所管）

第11条 本要綱に関する事務は、泉区区政推進課が所管する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 25 日より施行する。